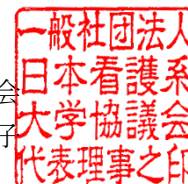


日看大協第 12 号
2020 年 5 月 1 日

文部科学省
高等教育局医学教育課長 丸山 浩 様

厚生労働省
医政局看護課長 島田 陽子 様

日本看護系大学協議会
代表理事 上泉 和子



新型コロナウイルス感染拡大に伴う 看護系大学における教育の質保証と卒業生の確保への対応について（確認と要望）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックは、全世界的規模の災害といえます。保健医療福祉の現場では、看護系大学の卒業生ならびに多くの医療職が人々の命と健康を守るため、日々、果敢に立ち向かっています。また、看護系大学においては、看護の道を目指して勉学に励む在学生、そして教職員がそれぞれの立場で、自らの役割と使命を果たすべく、取り組んでいます。

しかしながら、状況が日々刻々と変化する不安定感と不確実さの中で、押し寄せるコロナ禍への不安とも戦う日々でもあります。このような状況にあるからこそ、看護職、医療職への必要性和期待は多大なるものがあり、看護系大学は、教育の継続と質の保証に尽力し、従来同様、看護職を輩出する責任があると認識しております。

看護学教育の現状として、保健所、病院等での臨地実習が全く実施できない科目が発生しております。多くの実習施設が感染拡大防止対策の一つとして実習生の受け入れを中止していること、今年度いっぱい受け入れられないとの情報もあり、他に実習施設を確保することが困難な状況です。また、実習期間を後ろ倒しにできない事態があり、特に第 4 学年に位置付けられている実習では、代替によらなければ修了に必要な単位を出すことができません。

このような現状において各看護系大学は、令和 2 年 2 月 28 日に文部科学省および厚生労働省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」に基づき、緊急的措置としての取り組みを実施しております。

看護系大学協議会では、各大学が 2020 年度も新人看護職を輩出することをめざし、教育の質を担保し、学生や教職員が安全に教育学習活動をできるよう、支援しております。2 月 28 日付け事務連絡に示された臨地実習並びに国家試験受験資格等の対応が確実に実行されることを確認し、さらに、教育環境の整備と、卒業生の就職活動の公平な機会を保障してくださるよう、要望いたします。

【確認事項】

1. 実習科目等の一部または全部を予定の通り実施することが困難な状況であり、学内演習、シミュレーション教育、遠隔授業等の代替により実施している。これらの代替的取り組みは、各授業科目の目標を達成するに適正であること、かつ適正な評価方法であることなどを示したうえで、各大学の責任において単位を授与し卒業資格を認めた場合、当該学生は国家試験受験資格を得ることができると理解しているがよろしいか。

2. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則により実習施設として届け出ている施設での実習が困難な状況において、各大学の責任のもと、届け出施設以外の施設等での実習を行った場合、当該施設は実習施設として認められると理解しているがよろしいか。
3. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表二（第三条関係）に規定される実習中分べん件数について、「実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。」とあるが、十回程度実施できなかった場合にあっては、2月28日の通達に基づき代替にて対応することで、大学または大学院が単位を認め卒業または修了判定された場合は、国家試験受験資格を得られると理解しているがよろしいか。

【要望事項】

1. 臨地実習等の代替教授法に係る環境整備への補助を要望する。

対面・集合による授業科目、臨地実習科目等の代替として、遠隔授業や学内演習としてのシミュレーション教育が推奨／要請されている。代替による教育の質を保証するため、大学における遠隔授業の整備費用、学生に対する遠隔授業に係る環境整備の費用、シミュレーション教育を行うための環境整備への補助を、要望する。
2. 本年度実施される採用試験に関し、全国の就職志望者の機会の平等を確保していただきたい。

本年、新型コロナウイルス感染症流行の影響から、採用試験が早まる、あるいは移動自粛が要請され、受験に行けないにもかかわらず実施される等、採用試験に関する不安が生じている。そこで、下記について配慮いただくよう要望する。

 - 1) 採用試験について、移動自粛にかかる受験機会の不平等や、WEB面接等での通信環境格差による不公平が生じないように、配慮いただきたい。
 - 2) 説明会、見学会等が開催不能な状況で、それに代わる資料や説明の機会を確保いただきたい。
 - 3) 健康診断書の提出を採用時に変更する等、受験時に必須としない配慮をお願いしたい。（通例4月に大学において健康診断を実施し、健康診断書を用意するが、本年度は健康診断を実施できていない大学が多数ある。今の医療の状況下で、個別に健康診断を受けるべきではないと考えている。）
 - 4) 郵送物の配送に遅れが生じているので、採用にかかる書類の遅延等について、受験生の状況に応じて柔軟な対応をお願いしたい。

以上

<連絡先>

一般社団法人 日本看護系大学協議会事務局
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-5
大沢ビル 6階
TEL : 03-6206-9451、FAX : 03-6206-9452
E-mail : office@janpu.or.jp